

国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会開催要領

1 目的

この要領は、国産材の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下まで幅広く様々な関係者が木材及び苗木等の需給情報の収集・共有を図るため、中央需給情報連絡協議会（以下「中央協議会」という。）、地区別需給情報連絡協議会（以下「地区別協議会」という。）及び都道府県単位の関係団体等が必要に応じて設置する支部別協議会（以下「支部別協議会」という。）の開催及び運営等につき、必要な事項を定める。

2 構成

(1) 中央協議会の構成は、次に掲げる者をもって構成する。

- ア 地区別協議会の構成員であって、林野庁長官が必要と認める者
- イ 学識経験者、関係団体、都道府県その他林野庁長官が必要と認める者
- ウ 林野庁

(2) 地区別協議会は、全国7地区（森林管理局の管轄区域に合わせて全国を7区分した地区）の実情に応じて、次に掲げる者をもって構成する。なお、隣接する他の地区からの構成員の選任は妨げない。また、林野庁による構成員の選定に当たっては、一の分野に偏らない構成になるよう配慮することとする。

- ア 素材生産事業体の団体又は素材生産事業体
- イ 森林組合連合会又は森林組合
- ウ 苗木生産者の団体又は苗木生産事業体
- エ 木材流通事業体の団体又は木材流通事業体（原木市場、原木取扱商社等）
- オ 木材加工事業体の団体又は木材加工事業体（製材、合板、集成材、チップ等地域毎に主な需要者となる工場を有する者）
- カ 製紙・パルプ業者
- キ 木質バイオマス発電事業者
- ク 建設事業者
- ケ 学識経験者
- コ 都道府県
- サ 各森林管理局

(3) 支部別協議会の構成は、(2)の地区別協議会の構成に準ずる。

3 運営

中央協議会、地区別協議会及び支部別協議会は、次により運営する。

- (1) 中央協議会は、原則として、年1回開催する。
- (2) 地区別協議会及び支部別協議会は、需給動向に著しい変化が生じた場合など、必要に応じて、開催する。
- (3) 中央協議会、地区別協議会及び支部別協議会においては、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

- (4) 中央協議会、地区別協議会及び支部別協議会の開催については、書面会議又はウェブ会議とすることができる。
- (5) 中央協議会及び地区別協議会における情報共有の結果については、林野庁がとりまとめ、ホームページ等により公表する。ただし、情報提供者が資料の公表に同意しない場合は除く。

4 情報共有

中央協議会、地区別協議会及び支部別協議会においては、都道府県、林野庁及び森林管理局から主伐及び間伐の見込量等の情報を提供するとともに、木材及び苗木の生産状況や課題、国産材の安定供給等に資する施策についての情報をまとめて共有し、意見交換を行う。

5 事務局

- (1) 中央協議会及び地区別協議会の事務局は、林野庁林政部木材産業課が担当し庶務を行う。なお、地区別協議会については、各森林管理局企画調整課等と連携を図りながら運営する。
- (2) 支部別協議会の事務局は、当該支部別協議会において定めた者（以下「担当者」という。）が担当し庶務を行う。なお、担当者は、当該都道府県を管轄に含む森林管理局企画調整課等と連携を図りながら運営する。